

都南の園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 50 号

都南の園管理規則の一部を改正する規則

都南の園管理規則（昭和 51 年岩手県規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p><u>都南の園管理規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>都南の園設置条例</u>（昭和51年岩手県条例第57号）<u>第 2 条の規定に基づき、都南の園の管理</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定員)</p> <p>第 2 条 <u>都南の園</u>の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">施設の種別</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">[略]</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">身体障害者更生施設</td><td><u>肢体不自由者入所部門</u></td><td><u>30</u></td></tr><tr><td><u>肢体不自由者通所部門</u></td><td><u>3</u></td></tr></tbody></table>	施設の種別		定員	[略]			身体障害者更生施設	<u>肢体不自由者入所部門</u>	<u>30</u>	<u>肢体不自由者通所部門</u>	<u>3</u>	<p><u>療育センター条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>療育センター条例</u>（昭和51年岩手県条例第57号。以下「<u>条例</u>」という。）<u>の実施</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定員)</p> <p>第 2 条 <u>岩手県立療育センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">施設の種別</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">[略]</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">障害者支援施設</td><td><u>施設入所支援</u></td><td><u>30</u></td></tr><tr><td><u>自立訓練</u></td><td><u>26</u></td></tr><tr><td><u>就労移行支援</u></td><td><u>6</u></td></tr></tbody></table> <p>(診療科名)</p> <p>第 3 条 <u>センターの診療科名は、小児科、整形外科、神経内科、泌尿器科、精神科及び歯科とする。</u></p> <p>(休診日)</p> <p>第 4 条 <u>センターの休診日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>日曜日及び土曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p>(3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</u></p> <p>2 <u>条例第 2 条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の休診日以外の日において臨時に休診し、又は同項の休診日において臨時に診療を行うことができる。</u></p> <p>(診療時間等)</p> <p>第 5 条 <u>センターの診療時間及び受付時間は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>診療時間 9時から16時まで（12時から13時までを除く。）</u></p> <p>(2) <u>受付時間 8時30分から15時30分まで（11時30分から</u></p>	施設の種別		定員	[略]			障害者支援施設	<u>施設入所支援</u>	<u>30</u>	<u>自立訓練</u>	<u>26</u>	<u>就労移行支援</u>	<u>6</u>
施設の種別		定員																							
[略]																									
身体障害者更生施設	<u>肢体不自由者入所部門</u>	<u>30</u>																							
	<u>肢体不自由者通所部門</u>	<u>3</u>																							
施設の種別		定員																							
[略]																									
障害者支援施設	<u>施設入所支援</u>	<u>30</u>																							
	<u>自立訓練</u>	<u>26</u>																							
	<u>就労移行支援</u>	<u>6</u>																							

(短期入所事業)

第3条 都南の園においては、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業のうち同条第8項に規定する短期入所を行う事業（以下「短期入所事業」という。）を行うものとする。

(入所資格)

第4条 都南の園に入所できる者は、次の各号に掲げる部門ごとに、当該各号に定める資格を有する者とする。

(1) 肢体不自由児施設入所部門

上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童で、長期の治療及び生活指導訓練等を必要とするもの（以下「肢体不自由児」という。）

(2) 肢体不自由児施設通園児童療育部門

6歳に満たない肢体不自由児で、通園によっても療育効果が得られると認められるもの

(3) 身体障害者更生施設肢体不自由者入所部門

身体障害者手帳を所持する肢体不自由のある者（以下「肢体不自由者」という。）で、更生の意欲が強く、かつ、更生に必要な訓練に適応する能力を有し、及び自助動作の機能が回復する見込みがあると認められるもの

(4) 身体障害者更生施設肢体不自由者通所部門

身体障害者手帳を所持する肢体不自由者で、更生の意欲が強く、かつ、通所によっても更生に必要な訓練に適応する能力を有し、及び自助動作の機能が回復する見込みがあると認められるもの

(入所者台帳)

第5条 園長は、都南の園に入所した者（以下「入所者」という。）の身上及び療育指導等に関する事項を記録するため、入所者台帳を備えなければならない。

2 前項の入所者台帳の様式は、園長が定める。

12時30分までを除く。)

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の診療時間又は受付時間を臨時に変更することができる。

(利用の申込み)

第6条 センターを利用しようとする者は、指定管理者が定める申込書を指定管理者に提出しなければならない。

(短期入所事業)

第7条 センターにおいては、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業のうち同条第8項に規定する短期入所を行う事業（以下「短期入所事業」という。）を行うものとする。

2 短期入所事業の定員は、肢体不自由児施設と一体的に運営を行う場合にあつては5人、障害者支援施設の全部又は一部が利用されていない居室を利用して行う場合にあつては1人とする。

(衛生管理等)

第6条 園長は、都南の園に係る衛生管理等については、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）に準じて行うものとする。

(災害防止)

第7条 園長は、非常災害に際して執るべき措置について、あらかじめ計画を立て、必要な訓練を行わなければならない。

2 園長は、定期的に、消火器、避難経路、警報器その他の防災に関する設備及び火災発生のおそれのある場所を点検し、必要な措置を講じなければならない。

(職能訓練科目)

第8条 更生施設において行う職能訓練の科目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 生活技術科

(2) 文書印刷科

(3) 手工芸科

(4) 編物手芸科

(ほう賞)

第9条 園長は、身体障害者更生施設肢体不自由者入所部門及び身体障害者更生施設肢体不自由者通所部門において訓練の成績が優秀であり、かつ、他の入所者の模範となる者に対しほう賞することができる。

(退所)

第10条 園長は、入所者（法附則第21条第1項の規定により介護給付費を受給している者（以下「介護給付費受給者」という。）を除く。）のうち、健康上その他の理由で退所することが適当と認めるものがあるときは、その旨を児童相談所長又は市町村長に報告し、必要な措置を求めなければならない。

(費用)

第11条 園長は、法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等が短期入所事業を利用したときは、当該支給決定障害者等から障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第120条第3項に定める費用を徴収することができる。

2 園長は、介護給付費受給者が身体障害者更生施設肢体不自由者入所部門において法附則第20条の規定により法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスとみなされる法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10第1項の指定施設支援（以下「身体障害者指定旧法施設支援」という。）を受けたときは、当該介

護給付費受給者から障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号。次項において「旧省令」という。）第15条第3項第1号に定める費用を徴収することができる。

3 園長は、介護給付費受給者が身体障害者更生施設肢体不自由者通所部門において身体障害者指定旧法施設支援を受けたときは、当該介護給付費受給者から旧省令第15条第3項第2号に定める費用を徴収することができる。

4 園長は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の3第6項に規定する施設給付決定保護者（同法第63条の3の2第3項により障害児又は障害児の保護者とみなされる者を含む。以下「施設給付決定保護者等」という。）が肢体不自由児施設入所部門において同法第24条の2第1項に規定する指定施設支援（以下「障害児指定施設支援」という。）を受けたときは、当該施設給付決定保護者等から児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第178号。次項において「省令」という。）第75条第3項第1号に定める費用を徴収することができる。

5 園長は、施設給付決定保護者等が肢体不自由児施設通園児童療育部門において障害児指定施設支援を受けたときは、当該施設給付決定保護者等から省令第75条第3項第2号に定める費用を徴収することができる。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、園長が定める。

（相談支援事業）

第8条 センターにおいては、法第78条第1項に規定する地域生活支援事業のうち、主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業を行うものとする。

（日中一時支援）

第9条 センターにおいては、条例第4条第1項に規定する地域生活支援サービスのうち、障害者等（法第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労の支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービス（以下「日中一時支援」という。）を行うものとする。

2 日中一時支援の定員は、3人とする。

(利用料金の減免)

第10条 条例第5条の規定により、利用料金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

(損傷等の届出)

第11条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、速やかに指定管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。